

災害見舞金と被災者支援特別給付金の申請期間を3月31日(水)まで延長します

☎ 福祉課総務係
☎ 63-1406

令和2年7月豪雨の被災者で、災害見舞金と被災者支援特別給付金の申請がお済みでない人は、お早めの申請をお願いします。

災害見舞金

- 対象者
豪雨により住宅に準半壊以上か、床上浸水の被害を受けた世帯の世帯主
- 支給額
1世帯あたり5万円

被災者支援特別給付金

- 対象者
豪雨により住宅に床上浸水か床下浸水の被害を受けた世帯の世帯主
※災害見舞金の対象者は、申請不要。
- 支給額
1世帯あたり1万円

被災者生活再建支援金の対象が拡充されました

☎ 福祉課総務係
☎ 63-1406

被災者生活再建支援制度の見直しが行われ、罹災証明書で半壊と判定された世帯の中で、被害の程度が大きい世帯は「中規模半壊世帯」として、令和2年7月豪雨分にさかのぼって支給対象となります。
※令和2年7月豪雨の該当世帯へは、別途詳細を案内します。ご不明な点はお問い合わせください。

被災者生活再建支援金

被災世帯区分	基礎支援金	加算支援金	
		住宅再建方法	支給額 ※再建方法によって異なります。
・全壊 ・大規模半壊、半壊で家屋を解体した世帯	100万円	建設・購入、補修または賃借	50～200万円
・大規模半壊	50万円		50～200万円
・中規模半壊※拡充	なし		25～100万円

※世帯人数が1人の場合は、上記の4分の3の金額が支給されます。

※これまでとの変更点

罹災証明書で半壊と判定された世帯については、やむを得ず家屋を解体した場合のみ対象となっていました。半壊世帯のうち、被害程度が大きい世帯を“中規模半壊世帯”とし、解体をしなくても、住宅の再建方法(建設・購入、補修、賃借)に応じて支援金が支給されます。

罹災証明書の申請期限は3月31日(水)までです

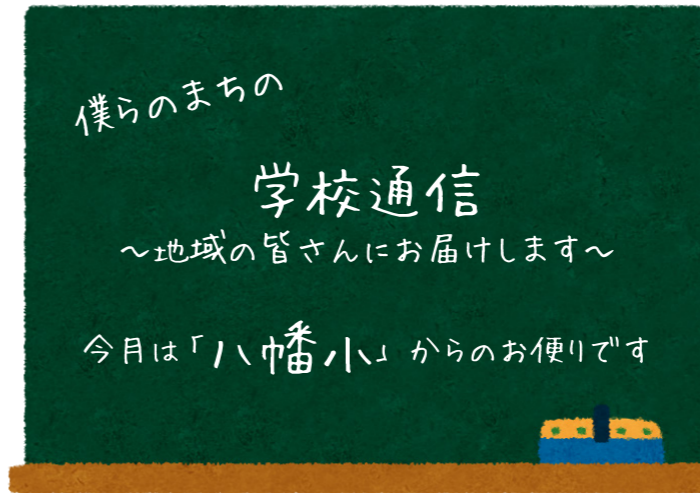
☎ 防災安全課危機管理防災室 ☎ 63-1395

義援金の配分や税の軽減手続きなどのため、その被害の程度について証明が必要な人に発行しています。令和2年7月豪雨における罹災証明書の新規発行受付は3月31日(水)までです。

発行には被災家屋などの現地確認が必要です。手続きがお済みでない人は早めの申請をお願いします。

ただし、市外への長期避難や長期入院など、やむを得ない理由で申請が困難な人については、3月31日後も引き続き受け付けを行います。

また、すでに罹災証明書を発行した人で、再発行を希望される場合はご連絡ください。



心をつないで一歩前進

～学校地域づくり協議会の活動から～

八幡小では、「つなぐ・つながる」ことを意識した教育活動を行い、五者連携(子ども・家庭・学校・地域・行政)を進めています。学校地域づくり協議会が行う「地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)」の各応援団による活動を紹介します。

「やさしさ応援団」 烏骨鶏飼育

子どもたちに優しさを育んでもらうため、飼育小屋の補修や烏骨鶏3羽を準備しました。「キラ」「ライト」「ラッキー」と児童が名付け、飼育しています。毎日元気な「コケッココー」の鳴き声で朝を知らせてくれます。



「正しさ応援団」 野原八幡宮清掃活動

野原八幡宮の正面に位置する本校、境内を登下校時に使っている児童も多数おり、その感謝を表すため、野原八幡宮の清掃活動を行いました。この活動は、地域の人とコミュニケーションをとることも目的としており、おしゃべりしながら、楽しく活動できました。



「たくましさ応援団」 防災ウォーキング・子ども消防団

八幡地区協議会が主催した「防災ウォーキング」では、6年生がポスターを描きました。年末には「子ども消防団」を結成し、地域の皆さんや消防団の皆さんと一緒に年末の火災予防の呼びかけを行い、地域の防災意識高揚に役立ちました。



おもな内容 main contents

学校通信	2
令和2年7月豪雨に関するお知らせ	3
まちの話題	4
あらおのいきいき企業	7
申告のご案内	8
電力の地産地消	12
市民病院からのお知らせ	14
保健・健康、子育てのひろば	15
パブリックコメント	16
くらしの情報	17
試験・募集・イベント	21
はじめてのHAPPY BIRTHDAYなど	25
図書館情報	26
文化センター情報	27
相談の窓口など	28
あらおカレンダー	30

声の広報 [文字による情報入手が困難な障がい者のための音声録音版広報紙]
☎ 福祉課福祉係 ☎ 63-1406

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今月号に掲載している情報に変更が生じる場合もあります。イベントや行事への参加などをはじめ、掲載情報をご利用になる場合は最新の情報を改めて確認することをおすすめします。

広報紙あらおをスマホへお届け



アプリをダウンロードすると、いつでも・どこでも・簡単に広報紙を閲覧することができます。